

博士学位論文の要約公表に関する申合せ

平成25年10月23日

第41回大学院情報理工学研究科代議員会

博士学位論文審査に申請する者が博士の学位を授与されたときに、電気通信大学学位規程第19条第2項により当該博士の学位の授与に係る論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表する場合に関し、必要な事項を定める。

(申請方法)

1. 要約公表を申請する者は、論文の要約及び要約公表申請書（以下「申請書」という。）に理由書（任意様式）を添えて提出するものとする。
2. 要約公表の申請期間は、論文審査の申請書等の提出期間と同一とする。

(審査)

3. 要約公表の申請があったときは、当該論文の審査に係る論文審査委員会において要約公表の可否について審査し、その結果を代議員会に報告するものとする。
4. 論文審査委員会は、審査にあたっては提出された申請書及び理由書に基づき要約公表とすることについて、客観的に見てやむを得ない事由があるかどうか判定するとともに、併せて要約の内容について確認するものとする。

(要約データの提出)

5. 要約公表を認められた者は、指定された提出期限までに論文の全文データとともに要約データを併せて提出するものとする。

(附則)

この申合せは、平成25年10月23日から施行する。